

都道府県名	通し番号
-------	------



指定統計  
第10号

# 工業調査票乙

※審査用	1	2	3	符号用
------	---	---	---	-----

1 この調査票は、従業員数が三人以下であつて、産別調査名簿と調査票の種別別にこの記入された事業所について、使用すること。  
2 この調査票の「事業所名」は、従業員数が三人以下であつて、産別調査名簿と調査票の種別別にこの記入された事業所について、使用すること。

番 号	1 事業所名 営業上用している名称を記入す ること。定まつた名称のない場 合には、業主の氏名を記入する こと。 (イ)	2 事業所所在地 都道府県名および都市名を除き、 番地まで詳細に記入すること。 (ロ)	3 従業員数 (12月31日現在)						合 計 (リ)	4 製造品販売額等 (2月1日から12月31日まで)			5 主要製品名 4 製造品販売額等に記入し た製造品または、加工品の 名称、種類等の主なものを 記入すること。 (ワ)	※
			イ 常用労働者 (職員および労 務者)			ロ 個人業主およ び家族従業員				イ 製造品販売額 仕入販売額は含 めないこと。 (エ) 円	ロ 加工賃収入 他人のものに加工 して受取つた金 額。 (ル) 円	ハ 修理賃収入 他人の物を修理し て受取つた金額。 (リ) 円		
			男 (ハ)	女 (ニ)	計 (ホ)	男 (ヘ)	女 (ト)	計 (セ)						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合 計			事業所数											

郡 庄 名	区 町 村 名	調査区番号	調査期 年月日	月 日 から 月 日まで	備考	調査 員印	市 町村 調査 員印
-------	---------	-------	------------	-----------------	----	----------	---------------------

※ 欄は、市町村において記入すること。◎欄は、都道府県において記入すること。

通 商 産 業 省

## 面接調査実施上の注意

1. 工業調査票は、受持地区内の準備調査を進めるとともに、面接調査の対象となる事業所について、そのつど所定事項を申告義務者に質問し、ききとつた結果を、本調査票の所定欄に調査員みずから記入すること。
2. 本調査票は、連記式であるから、調査員は、申告義務者の面前で記入する場合が起り得るが、その際、すでに記入された他の申告義務者に関する記入事項が、面接中の他人の目に触れるおそれがあるので調査員は、個々の申告義務者の秘密を厳守する本工業調査の趣旨に照し、かようなことのないよう格別の注意を拂うこと。
3. 工業調査員は、この調査票によつて申告された個々の事業所の調査事項の秘密は、統計法および工業統計調査規則によつて保護され、決して後述その他の個々の業者の利害関係に影響を及ぼすような目的には使われないことを、特に、申告義務者に説明し、できるだけ正確な申告を得るように努めること。
4. 本調査票は、1事業所について1行を用い、15事業所まで記入できる。したがつて1調査区で対象事業所が15を超える場合は、2枚以上を使用すること。補助紙を用いたり、行を分割したりしないこと。
5. 本調査票は、1通作成すること。
6. 数字は、1. 2. 3. のようなアラビア数字を用いること。金額は、必ず円単位とし、円未満の端数は、切捨てること。該当事項のない欄は、左上から右下へ斜線をひくこと。
7. 工業調査員は、面接調査が完了し、準備調査名簿との対照検査（準備調査名簿裏面、準備調査実施上の注意（8）参照）を行い、記入洩れがないかどうかを検査した上で、本調査票1枚毎に（1調査区について本調査票2枚以上使用した場合にも、通計でなく1枚毎に）所定の合計欄の計算記入を行い、調査実施月日を記入し、なつ印して準備調査名簿とともに直ちに市町村長に提出すること。
8. 調査事項の説明

項目 3. 従業員数（昭和26年12月31日現在の数を調査記入すること。）

- イ. 常用労働者とは、賃金を支拂つて常時雇つている者をいう。臨時または日雇の者も継続して30日以上雇つている場合には常用労働者に含めること。
- ロ. 個人業主および家族従業員 この欄に記入する個人業主とは、個人経営の事業所の主人であつて、その事業所の実際の業務に従事しているものをいう。家族従業員とは、個人業主の家族であつて、無給で、かつ、常時その事業所の業務に従事しているものをいう。したがつて業主および家族であつてもその事業所の実際の業務に従事していない者は、含めないこと。また、家族であつても普通の賃金を支給している場合は、イ常用労働者に含めること。

項目 4. 製造品販売額等（昭和26年1月1日から12月31日までの1年間について調査記入す

ること。）

この項に記入する金額は、その事業所に帳簿記録がない場合は、見積金額を記入すること。

- イ. 製造品販売額 この欄には、その事業所の所有に属する原材料で製造し、販売した金額の合計を記入すること。したがつて仕入れた商品をそのまま販売した金額は、含めないこと。しかし、主としてみずから製造し、販売する事業所がその所有に属する原材料を他に支給して作らせたものを販売した場合には、その金額もこの欄に含めて記入すること。
- ロ. 加工賃収入 この欄には、他の業者などから支給された原材料や製造品に加工して受取つた加工賃の合計を記入すること。
- ハ. 修理工収入 製造販売および下請加工のかたわら、修理を行い修理料を得ている場合は、その修理工収入の合計をこの欄に記入すること。

注意 一般に、ハ. 修理工収入がイ. 製造品販売額と、ロ. 加工賃収入の計より多い事業所は、本工業調査の対象としないが、次の場合は、特例として調査対象とすること。

1. 各種機械製作修理所（工業調査賃心得・三工業調査の範囲 2のイ（17）参照）は、少しでもイ. 製造品販売額またはロ. 加工賃収入があれば、調査対象とすること。したがつてこの場合 ハ. 修理工収入の外 イ. 製造品販売額または ロ. 加工賃収入も調査記入すること。
2. 船舶修理所 船舶の修理に限つて製造とみなすから、船舶の修理によつて受取つた修理工料は、イ. 製造品販売額に記入すること。

### 項目 5. 主要製品名

その事業所で製造販売または下請加工した製品名を革靴、学帽、陶磁器製食器、真鍮プレス品などのように具体的な、かつ、一般に通用する名称で記入すること。たんに、皮製品、帽子、陶磁器、金属製品、木製品というような概括的な名簿で記入しないこと。何種類かの製品を作っている場合は、販売額の多いものから順次に3、4程度を挙げる。また、ある製品の中間加工または仕上げ加工だけを行っている場合は、染糸色、電気メッキ、木製家具塗装、扇骨加工、打綿などのように加工の種類を記入すること。

### ☆ 市町村の取扱い方

- ①本調査票用紙には、あらかじめ市町村名および調査区番号を記入して調査員に交付すること。
- ②7に掲げた計算の検算を行い、誤りがあれば、訂正し、所定欄に主任者がなつ印すること。
- ③本調査票は、都道府県に送付すること。